

文部科学省における 研究及び開発に関する評価指針

平成 21 年 2 月 17 日

文 部 科 学 省

目 次

文部科学省における研究及び開発に関する評価指針

参考資料

- － 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の改定について
(建議) (平成21年1月23日 科学技術・学術審議会) ··· 参-1
- －科学技術・学術審議会 委員名簿 ··· 参-2
- －科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 委員名簿 ··· 参-3
- －科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 研究評価部会 委員名簿 ··· 参-4
- －科学技術・学術審議会「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の審議過程 ··· 参-5
- － 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」 改定のポイント ··· 参-6
- －文部科学省における研究及び開発に関する評価指針（概要） ··· 参-8
- －国の研究開発評価に関する大綱的指針
(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定) ··· 参-15

文部科学省における 研究及び開発に関する評価指針

文部科学省における 研究及び開発に関する評価指針

平成 21 年 2 月 17 日

文部科学大臣決定

はじめに

科学技術と学術は新たな知を生み出し、人類の未来を切り拓く源である。我が国は、人類の知的資産たる優れた研究成果を創出し、これを世界に発信することを通じて人類共通の問題の解決に貢献するとともに、国際的な競争環境の中で持続的に発展し、安全・安心で質の高い生活のできる国実現を目指す必要がある。そのためには、我が国のもっとも貴重な資源である「頭脳」によって、世界をリードする「科学技術創造立国」を目指して努力していかなければならない。

文部科学省は、科学技術と学術とを総合的に振興することを任務としており、我が国の未来を担うものとして、その責は重い。我が国の未来を展望しつつ最適な方向を目指して科学技術及び学術を振興していくためには、その所掌に係る研究及び開発(以下「研究開発」という。)について、常に厳しく評価^(注1)が行われる必要がある。その際、研究者の自由な発想と研究意欲を源泉とする学術研究から、特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで広範にわたる研究開発の特徴を踏まえ、各々の性格、内容、規模等を十分考慮するとともに、全体として調和が取れたものとなるよう配慮することが重要である。また、評価結果を積極的に公表し、説明責任を果たしていくことも必要である。

研究開発の評価については、平成13年11月に「國の研究開発評価に関する大綱的指針」(以下「大綱的指針」という。)が内閣総理大臣決定され、各府省が各々評価方法等を定めた具体的な指針を策定し、大綱的指針を踏まえた評価を進めていくこととされた。文部科学省では、これに基づき、評価を行う基本的な考え方をまとめたガイドラインとして「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を策定し、これに沿って評価を行うとともに、平成17年3月の大綱的指針の改定を受け、その見直しを行い、研究開発評価の取り組みの定着やその改善を進めてきた。

今般、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(平成20年6月法律第63号)(以下「研究開発力強化法」という。)の制定等による研究開発強化への取り組みに対応し、より実効性の高い研究開発評価の推進を図るため、総合科学技術会議において、大綱的指針の見直しが行われ、平成20年10月31日に新たな大綱的指針が内閣総理大臣決定されたことから、文部科学省においても、これを受け「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を以下の観点から見直し、本指針を取りまとめた。

①新たな研究を見出し、発展させるとともに、人材育成面においても成果を生み出す研

- 究開発活動を促すための評価を実施する。
- ②創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、伸ばし、育てる評価を実施する。
- ③優れた研究開発の成果を次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果を国民・社会へ還元する、的確で実効ある評価を実施する。
- ④研究者及び研究開発機関の研究開発への積極・果敢な取り組みを促し、また、過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施する。
- ⑤国際競争力の強化や新たな知の創造などに資する成果の創出を促進するよう、世界的な視点から評価を実施する。
- ⑥評価の実効性を上げるため、必要な評価資源を確保し、評価支援体制を強化する。

本指針は、文部科学省の所掌に係る研究開発について評価を行っていく上の基本的な考え方をまとめたガイドラインである。

文部科学省本省内部部局及び文化庁内部部局（以下「文部科学省内部部局」という。）においては、本指針に基づき、実施要領を策定するなど所要の評価の枠組みを整備し、自らの研究開発に関する評価を行うこととする。また、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）並びに文部科学省所管の研究開発法人等^(注2)においては、本指針を参考に、自らがその特性や研究開発の性格等に応じて評価システムを構築し、それぞれ適切な方法により進めることができることが期待される。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定）、「文部科学省政策評価基本計画」（平成20年3月31日文部科学大臣決定）に基づく評価のうち、研究開発を対象とする政策評価を実施するに当たっては、大綱的指針及び本指針に基づき行うものとする。さらに、研究開発機関等の評価のうち、研究開発法人等については、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）に基づく評価、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、その研究活動の特殊性に鑑みて、「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）に基づく評価が行われるが、それに当たっては、本指針を参考とすることが期待される。

研究開発は、未知を知に転換していく高度な専門性に立脚した知的生産活動であり、その見通しや価値の判断は、専門家の洞察に依存する部分を本来的に避け得ないもので

あることに留意しなければならない。このため、評価に関して責任を持つ者は、評価は無謬ではないという謙虚な立場に立ち、その完成度を高める努力を怠ってはならず、実施した評価に対する意見に耳を傾けつつ評価方法等を常に見直していく姿勢を保持することが重要である。文部科学省としても、評価手法の改善についての調査研究を行うとともに、評価の実施状況等をフォローアップし、本指針の見直し等適切な措置を講じていくことが必要である。

(注1) ここでいう「評価」とは、限られた資源の中で、公平で競争的な研究環境をつくりあげるとともに、上位の政策・施策、組織の目的を達成するために、独創的で優れた課題等を発掘し、研究資金等を配分する「資源配分の意思決定等のための評価」、また、施策、課題、組織の活動が適切に機能しているかを点検し、改善に結びつける「改善のための評価」、さらに、組織体が、与えられた使命を実現しているかどうかを評価する「説明責任を果たすための評価」等をいう。

(注2) 「研究開発法人等」とは、研究開発力強化法第2条第8項に規定する研究開発法人及び同項に規定する独立行政法人以外であって研究開発を実施する独立行政法人をいう。

はじめに

目 次

第1章 基本的考え方	1
1. 1 評価の意義	1
1. 2 本指針の適用範囲	1
1. 3 評価システムの構築	1
1. 4 関係者の役割	2
1. 4. 1 文部科学省内部部局、研究開発機関等	2
1. 4. 2 評価者	3
1. 4. 3 研究者	3
1. 5 評価における過重な負担の回避	4
1. 6 評価人材の養成・確保等	5
1. 6. 1 評価事務局職員、プログラムオフィサー等	5
1. 6. 2 評価者	6
1. 6. 3 評価システム高度化のための評価支援体制の整備	7
1. 7 データベースの構築・活用等	7
1. 8 世界的水準による評価の実施	7
第2章 対象別事項	8
2. 1 研究開発施策の評価	8
2. 1. 1 評価の目的	8
2. 1. 2 評価とマネジメント	8
2. 1. 3 評価者	9
2. 1. 3. 1 評価者の選任	9
2. 1. 3. 2 評価者の幅広い選任、利害関係者の取り扱い	9
2. 1. 4 評価の実施時期	10
2. 1. 5 評価方法	10
2. 1. 5. 1 評価方法の設定・抽出及び見直し	10
2. 1. 5. 2 評価の観点	11
2. 1. 5. 3 評価項目の抽出	11
2. 1. 5. 4 評価基準の設定	12
2. 1. 5. 5 評価手法の設定	12
2. 1. 5. 6 評価の実施	12
2. 1. 6 評価に当たり留意すべき事項	13
2. 1. 6. 1 評価活動の継続性	13

2. 1. 6. 2	基礎研究等の評価	1 3
2. 1. 7	評価結果の取り扱い	1 3
2. 2	研究開発課題の評価	1 5
2. 2. 1	競争的資金による研究開発課題	1 5
2. 2. 1. 1	評価の目的	1 5
2. 2. 1. 2	評価とマネジメント	1 5
2. 2. 1. 3	評価者	1 6
2. 2. 1. 3. 1	評価者の選任	1 6
2. 2. 1. 3. 2	評価者の幅広い選任、在任期間、利害関係者の取り扱い、守秘義務	1 6
2. 2. 1. 4	評価の実施時期	1 7
2. 2. 1. 5	評価方法	1 8
2. 2. 1. 5. 1	評価方法の設定・抽出、周知及び見直し	1 8
2. 2. 1. 5. 2	評価手法の設定	1 8
2. 2. 1. 5. 3	評価の観点	1 9
2. 2. 1. 5. 4	評価項目の抽出	1 9
2. 2. 1. 5. 5	評価基準の設定	2 0
2. 2. 1. 5. 6	評価の実施	2 0
2. 2. 1. 5. 7	自己点検・評価の活用	2 1
2. 2. 1. 6	評価に当たり留意すべき事項	2 1
2. 2. 1. 6. 1	評価活動の継続性	2 1
2. 2. 1. 6. 2	評価の過程における被評価者との意見交換	2 2
2. 2. 1. 6. 3	基礎研究等の評価	2 2
2. 2. 1. 7	評価結果の取り扱い	2 2
2. 2. 1. 8	評価体制の整備	2 4
2. 2. 2	重点的資金による研究開発課題	2 4
2. 2. 2. 1	評価の目的	2 4
2. 2. 2. 2	評価とマネジメント	2 4
2. 2. 2. 3	評価者	2 4
2. 2. 2. 4	評価の実施時期	2 5
2. 2. 2. 5	評価方法	2 6
2. 2. 2. 5. 1	評価の観点	2 6

2. 2. 2. 5. 2 評価の実施	2 6
2. 2. 2. 5. 3 自己点検・評価の活用	2 7
2. 2. 2. 6 評価に当たり留意すべき事項	2 7
2. 2. 2. 7 評価結果の取り扱い	2 7
2. 2. 3 基盤的資金による研究開発課題	2 9
2. 2. 4 その他	2 9
 2. 3 研究開発機関等の評価	3 0
2. 3. 1 評価の目的	3 0
2. 3. 2 評価とマネジメント	3 0
2. 3. 3 評価者	3 0
2. 3. 4 評価の実施時期	3 1
2. 3. 5 評価方法	3 1
2. 3. 6 評価結果の取り扱い	3 1
2. 3. 7 留意事項	3 1
 2. 4 研究者等の業績評価	3 2

 第3章 機関や研究開発の特性に応じた配慮事項	3 4
3. 1 独立行政法人通則法、国立大学法人法等との関係	3 4
3. 2 大学等における学術研究の評価における配慮事項	3 4
3. 2. 1 基本的考え方	3 4
3. 2. 1. 1 学術研究の意義	3 4
3. 2. 1. 2 学術研究における評価の基本的理念	3 5
3. 2. 1. 3 学術研究の特性	3 5
3. 2. 1. 4 評価の際の留意点	3 5
3. 2. 1. 4. 1 評価の視点	3 5
3. 2. 1. 4. 2 評価の方法	3 5
3. 2. 1. 4. 3 研究と教育の有機的関係	3 6
3. 2. 2 対象別の評価方法	3 6
3. 2. 2. 1 研究開発課題の評価	3 6
3. 2. 2. 1. 1 基盤的資金による研究	3 6
3. 2. 2. 1. 2 競争的資金による研究	3 6
3. 2. 2. 1. 3 大型研究プロジェクト	3 6
3. 2. 2. 2 研究面における大学等の機関評価	3 7
3. 2. 2. 3 研究者の業績評価	3 7

第1章 基本的考え方

1. 1 評価の意義

評価は、貴重な財源をもとに行われる研究開発の質を高め、その成果を国民に還元していく上で重要な役割を担うものである。評価により、新しい学問や研究の領域を拓く研究開発、世界的に高い水準にある研究開発、社会・経済の発展に貢献できる研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進することが期待できる。

評価は主として以下の意義を有し、評価に関する者は、これらの実現を目指して評価を行うものとする。

- ①創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育てること。
- ②研究者の創造性が發揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境を創出すること。
- ③研究開発施策等の実施の当否を、社会への影響にも配慮した幅広い視点から適切に判断するとともに、より良い施策の形成に資すること。
- ④評価結果を積極的に公表し、研究開発活動の透明性を向上させることにより、研究開発に国費を投入していくことに関し説明する責任を果たし、広く国民の理解と支持を求めるこ。
- ⑤評価結果を適切に反映することにより、重点的・効率的な予算、人材等の資源配分等を実現し、限られた資源の有効活用を図ること。また、既存活動の見直しにより新たな研究開発への取り組みの拡大を図ること。

1. 2 本指針の適用範囲

本指針では、「研究開発施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関等^(注3)」、「研究者等^(注4)の業績」の4つを評価の対象とする。また、研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。

(注3) 「研究開発機関等」とは、大学等及び研究開発法人等（研究開発を実施する機関及び資源配分機関）をいう。

(注4) 「研究者等」とは、研究者及び研究支援者をいう。

1. 3 評価システムの構築

文部科学省の所掌に係る研究開発は、大学等における学術研究から、研究開発法人等における特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで多様である。文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、評価の意義を深く認識し、各々の研究開発の特性に適した評価システムを構築する。

評価システムの構築に当たっては、評価は、研究開発の企画立案や研究開発を的確に実施するなど戦略的な意思決定を行うための重要な手段であることを十分認識した上で、「研究開発を企画立案し、実施し、点検・評価するとともに、その結果を次の企画立案等に適切に反映させていく」といった循環過程（いわゆる「マネジメント・サイクル」）を確立する。

また、個々の研究開発課題や研究者等の業績の評価から、研究開発機関等や研究開発制度の評価、さらには研究開発戦略等の評価といった評価の階層構造が存在することを考慮し、個別の課題等から上位の機関や施策・政策に至る効率的な評価システムを構築するために、それぞれの評価の目的や位置付けを明確にするとともに、評価相互の有機的な連携・活用を具体的な機関やそこでの研究開発の特性に応じつつ各階層で進めしていく。

文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、評価システムの適切な運用を確保するとともに、その改善を図る観点から、評価の在り方について評価者や被評価者^(注5)等からの意見聴取に努めるなど、評価の検証を適時行い、評価の質の向上や評価システムの改善に努める。その際、各階層における評価が指針等に沿って適切に行われているか、無駄な評価や形式的な評価になっていないか、評価実施主体、評価者及び被評価者の間で十分なコミュニケーションがとれているかなどが必要な視点として考えられる。

また、効果的・効率的な評価を行うため、評価に関する必要な情報・データ等を収集・蓄積し、評価に役立てる。

さらに、評価は研究開発活動の効果的・効率的な推進に不可欠であることから、必要な予算、人材等の資源を確実に拡充し、充実した評価体制を整備する。

(注5) 「被評価者」には、研究開発を実施している研究者のみならず、評価対象が研究開発施策の場合は、その施策の実施者、評価対象が研究開発機関の場合は、その機関の長等が該当する。

1. 4 関係者の役割

1. 4. 1 文部科学省内部部局、研究開発機関等

優れた研究開発を伸ばすためには、研究開発に関する全ての者が、評価活動を成熟させ、研究開発における評価の文化を創り上げることが重要である。

文部科学省内部部局は、自ら研究開発施策等の評価を行うとともに、研究者や研究開発機関等の自律的な取り組みを補完するために、評価システムの構築・運営や評価環境の整備を適切に行う。

研究開発機関等は、研究者が創造性を發揮し、優れた研究開発を効果的・効率的に実施できるよう、評価システムの構築や運営を適切に行う。また、評価者としての業務を重要なものとして理解し、研究者が評価者として積極的に参画しやすい環境の整備に努める。

1. 4. 2 評価者

評価者は、厳正かつ公正な評価を行うことが評価システムの信頼を保つ根幹であることを理解するとともに、自らの評価結果が資源配分や研究開発施策の見直しに反映されるなどの評価の重要性を理解し、評価者としての責任と自覚を持ち評価に取り組む。

評価に当たっては、適切な助言を行うなど、創造へ挑戦する研究者を励まし、優れた研究開発を見出し、育て、さらに伸ばすような視点に配慮する。

また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになるとともに、最終的には国民によって評価されるものであることも自覚し、評価に取り組むことが望まれる。

1. 4. 3 研究者

研究者等は、国費の支出を受けて研究開発を行う責任の自覚と研究活動の改善・活性化にとって評価が重要であるとの認識の下、自らの研究開発に係わる評価について自律的に取り組むとともに、外部評価^(注6)・第三者評価^(注7)を受ける場合には、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを認識し、評価者として評価に積極的に参画する意識を持つことが必要である。

研究者コミュニティにおいても、研究者の評価業務への参画が、研究者のキャリアパスにおいて十分意義があるものであるとの認識の醸成を一層図っていくことが必要である。

(注6) 「外部評価」とは、評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体

が評価実施主体となり、評価実施主体の外部の者が評価者となる評価をいう。これらは、専ら評価実施主体の内部の者が評価者となる「内部評価」と区別される。

(注7) 「第三者評価」とは、評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。

1. 5 評価における過重な負担の回避

評価に伴う作業負担が過重となり、研究開発活動に支障が生じないよう留意する。

評価実施主体は、評価目的や評価対象に応じ、複数の評価実施主体が同一の評価対象についてそれぞれ異なる目的で評価を行う場合や研究開発課題・施策・機関といった階層構造の中で複数の評価を行うような場合等において、評価の重複を避けるよう、可能な限り既に行われた評価結果を活用する。具体的には、

○制度等の下にある個々の研究開発課題の評価は、制度等によって設定されている目標や運営等の枠組みに照らして評価を行うとともに、制度等を評価する際には、これらの評価結果を活用する。

また、研究開発課題等の特性や規模に応じて、適切な範囲内で可能な限り簡略化した評価を行うなど、評価目的、趣旨を一層明確化した上で、評価の必要性の高いものを峻別し、評価活動を効率的に行う。具体的には、

○萌芽的研究、比較的小規模な研究、大学等における基盤的経費を財源とする基礎研究^(注8)等は、特に必要と認められる場合を除き、実施報告書等の提出をもって評価に代える。なお、この際には、次の段階の研究開発の事前評価等を通じて、優れた研究開発を見落とさないように配慮する。

○外部評価は、評価者、被評価者ともに大きな負担を強いるため、小規模な研究開発等については、外部評価の実施の必要性も含め、評価方法について事前に十分に検討する。

○評価対象となる研究開発課題が比較的少額の場合、メールレビューを実施したり、評価項目を限定する。等

なお、評価方法の簡略化を行う場合には、公正さと透明性を確保する観点から、評価実施主体はその理由等を示す。

評価実施主体は、評価に当たっては、その目的・役割を明確化することを徹底し、評

価システムとしての重複がある場合には、統合化・簡素化等の評価システムの合理化を図る。

また、評価文書を可能な限り統一すること等により評価作業を省力化する。さらに、文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、外部評価の効果的・効率的な実施の観点から、あらかじめ自らの研究開発について適切な関係資料の整理に努める。

我が国では、評価に従事する者が質・量ともに不十分なため、過重な負担が一部の者にかかっていることを踏まえ、評価実施主体は、評価者、評価事務局職員等の育成・確保等評価体制の強化を図る。

また、評価が無駄となったり形式化したりすること等により、現場に徒労感を生み出す恐れがあることから、評価に当たっては、評価実施主体は、誰がどのような目的で評価を実施するのか、また、評価結果は誰がどのように活用し、どのような効果をねらっているのか等に関して、それぞれの主体、その役割と責任などをあらかじめ明確にし、それを関係者に周知するとともに、評価結果が適切に活用されるようにする。

(注8) 本指針において、「基礎研究」には、研究者の自由な発想に基づく研究と特定の政策目的に基づく基礎研究を含む。以下同じ。

1. 6 評価人材の養成・確保等

1. 6. 1 評価事務局職員、プログラムオフィサー等

文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じて配置し、効果的・効率的な評価システムの運営と評価の高度化を推進する体制を整備する。

競争的資金の配分機関は、競争的資金制度の適切な運用、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、研究開発の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を専任のプログラムディレクター^(注9)（以下PDと記す）、プログラムオフィサー^(注10)（以下P0と記す）として充てるマネジメントシステムの構築を図る。この際、各制度の趣旨や目的等に応じて、P0等を最大限活用した効率的かつ的確な評価を行うための方法や評価に關係する者の役割分担の明確化が必要である。

競争的資金以外の大規模プロジェクト等においては、恒常的に当該プロジェクトに関与し、円滑な推進のために助言等を行う者を必要に応じて配置する。

P0等は、評価結果の信頼性を確保する上で重要な役割を担っていることに鑑み、資質向上のための研修等を受ける。

また、研究開発機関等において、PO 等の経験を研究活動の一環として適切に評価し、給与や処遇に反映するなどインセンティブを確保することにより、PO 等への従事を研究者のキャリアパスとして位置付ける。さらに、研究者が PO 等へ円滑にキャリアを転換できるような仕組みについて検討する。

文部科学省及び研究開発機関等の事務局における人的拡充を含めた研究開発評価体制の構築や職員等の評価実施能力の向上を図ることは、評価に係る各種作業を円滑に行う上で不可欠である。このため、文部科学省及び研究開発機関等は、職員等を対象とした研修等の開催、職員等の海外研修・海外留学等への派遣、評価に係る相談窓口の設置、評価機関のネットワークの構築、研究開発評価専門研究者等の国際会議等への派遣等の取り組みを進める。

また、研究開発機関等は、評価部門に専門性が蓄積されるように人事運用面で配慮するとともに、評価事務局職員等を持続的に養成・確保していくために有効な対応策の構築やキャリアパスの確立に努める。

(注 9) 「PD」とは、競争的資金制度と運用について統括する研究経歴のある高い地位の責任者をいう。

(注 10) 「PO」とは、各制度のプログラムや研究課題の選定、評価、フォローアップ等に関わる諸実務を行う研究経歴のある責任者をいう。

1. 6. 2 評価者

文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、研究者の評価に対する認識を深め、評価の質の向上を図るなどの観点から、若手や海外の研究者を含む多様な研究者等を評価者として積極的に参加させることなどにより評価者の層の拡大に努める。

さらに、適切な評価者を選任するため、評価者候補となる人材に関する情報を蓄積・活用する仕組みの構築を図る。

研究開発機関等において教育や研究といった活動を兼任している評価者や PO 等について、過重な作業が原因で本務である教育や研究の活動に支障が生じることがないよう、評価実施主体は、当該評価者等の所属機関に対する適切な支援策やその所属機関における評価者等に対する適切な措置を検討する。例えば、競争的資金の配分機関等においては、評価者等の教育負担等を軽減するための経費の所属機関への措置等、所属機関においては、評価者等としての経験の評価や教育負担等を軽減するための措置等を検討する。

また、評価者として優れた人材の参加を確保するためには、評価者の社会的地位の向上と研究者が評価者となるインセンティブについての検討が重要であり、文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、有効な取り組みを検討する。例えば、研究開発機関等においては、研究者の任用において、研究開発評価に評価者として参加したことを履歴の一つとして考慮する。

1. 6. 3 評価システム高度化のための評価支援体制の整備

文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、評価の信頼性を高めるために、評価に先立つ調査分析を充実させるとともに、事前評価や追跡評価における研究開発の効果や波及効果等といった社会経済への還元に係る評価手法の開発、基礎研究に関する評価手法の開発など、評価システム高度化のための調査研究を実施する。

1. 7 データベースの構築・活用等

文部科学省内部部局及び研究開発機関等は、評価業務の効率化等を図るために、研究開発課題毎にその目的や領域の区分を明確にするとともに、研究者（エフォートを含む）、資金（制度、金額）、研究開発成果（論文、特許等）、評価者、評価結果（評価意見等）を収録したデータベースの構築やその活用、データベースへの情報提供を行う。

1. 8 世界的水準による評価の実施

経済社会のグローバル化が進展する中で、国費を用いて実施される研究開発においては、我が国における科学水準の向上、産業等の国際競争力の強化、地球規模の課題解決のための国際協力の推進など、世界的あるいは国際的な視点からの取組が重要となっている。このような研究開発の国際化への対応に伴い、評価者として海外の研究者等や豊富な海外経験を有する研究者等を参加させる、評価項目に世界的なベンチマーク等を積極的に取り入れるなど、研究開発評価に関しても、研究開発の特性や規模に応じて、実施体制や実施方法などの全般にわたって評価が世界的にも高い水準で実施されるよう取り組んでいく必要がある。

第2章 対象別事項

研究開発に関する評価が多様な側面からなされるようになったことから、各評価を個別に行うのではなく、収集した情報や評価結果を相互に活用することにより、作業の重複を避け、効率的に評価を実施することが必要である。例えば、研究開発課題の評価結果は、研究開発施策、研究開発機関等、あるいは研究者等の業績の評価の際の情報となり得るものであり、課題の評価実施主体は、評価結果に関する情報の提供を積極的に行う。

2. 1 研究開発施策の評価

2. 1. 1 評価の目的

研究開発施策とは、複数の研究開発課題を運営する施策や競争的資金制度等、研究開発に係る政策上の特定の目的や目標の実現を目指して、推進方針や戦略・計画・実施手段等の体系が整備され、それに応じて推進されるものをいう。

研究開発施策の評価は、文部科学省内部部局及び研究開発法人等が、このような施策や制度等を対象として、目標の設定された施策毎に評価を実施することにより、実施の当否を判断するとともに、研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等につなげることを目的とする。

文部科学省内部部局は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」や「文部科学省政策評価基本計画」等に基づく政策評価のなかでも、研究開発施策^(注11)の評価に当たっては、本指針に基づき行う。

なお、本指針をもって新たな施策評価を行う義務が発生するものではない。

(注11) ここでいう研究開発施策とは、文部科学省政策評価基本計画における施策、事務事業(研究開発課題を除く)のうち研究開発に関するもの等に相当する。

2. 1. 2 評価とマネジメント

文部科学省内部部局及び研究開発法人等は、評価の実施に当たって、研究開発施策を企画立案し、実施し、点検・評価するとともに、その結果を研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等に適切に反映するという循環過程を構築する。なお、評価を適切に実施するために、施策を企画立案する際に、達成目標を明確に設定するとともに、評価に活用することが可能な定性的・定量的な指標を設定するように努める。

研究開発施策の評価に当たっては、評価に階層構造が存在することを考慮し、様々

な評価を有機的に連携させる。例えば、研究開発課題を運営する制度に関しては、その制度の下で行われる課題の評価結果を総覧しつつ、分野間の配分や制度運営の適切性等の視点も含め、評価を行う。その際、研究開発課題に対する評価者からの意見聴取等に配慮する。

2. 1. 3 評価者

2. 1. 3. 1 評価者の選任

評価実施主体は、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるため、原則として外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施する。また、必要に応じて第三者評価を活用する。

なお、国の安全保障や国民の安全確保等の観点から機密保持が必要な場合は、上記によらず適切に評価を行う。

評価者の選任に当たっては、独創性、革新性、先導性、発展性等の科学的・技術的意義に係る評価（科学的・技術的観点からの評価）と文化、環境等を含めた国民生活の質の向上への貢献や成果の産業化等の社会・経済への貢献に係る評価（社会的・経済的観点からの評価）では、評価者に求められる能力が異なることから、評価実施主体は、評価対象・目的に照らして、それぞれの観点に応じた適切な評価者を選任する。

科学的・技術的観点からの評価においては、評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の研究者を評価者とする。社会的・経済的観点からの評価においては、評価対象と異なる研究開発分野の研究者、成果を享受する産業界、人文・社会科学分野を専門とする人材、研究開発成果の産業化・市場化の専門家、一般の立場で意見を述べられる者や波及効果、費用対効果等の分析の専門家等を加えることが適当である。

なお、評価実施主体は、評価の目的や方法等に関して、選任した評価者に対して周知するとともに、相互の検討等を通じて、評価について共通認識が醸成されるよう配慮する。

2. 1. 3. 2 評価者の幅広い選任、利害関係者の取り扱い

評価実施主体は、評価の客觀性を十分に保つとともに、様々な角度・視点から評価を行うために、例えば、年齢、所属機関、性別等に配慮するなどして、各研究開発活動の趣旨に応じて、若手や海外の研究者、産業界の専門家等を含め幅広く評価者を選任する。また、国際競争・協調の観点や研究開発水準の国際比較等の観点からの評価を行うため、必要に応じて、メールレビュー等により海外の研究者等に評価への参画を求める。

また、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようとする。その際、各研究開発施策等の趣旨や性格に応じてあらかじめ利害関係となる範囲を明確に定める。やむを得ず利害関係者とみなされる懸念が残る者を排除できない場合には、その理由を明確にするとともに、当該評価者のモラルの維持や評価の透明性の確保等を図らなければならない。

2. 1. 4 評価の実施時期

評価実施主体は、研究開発施策の開始前に、国の政策や機関等の設置目的に照らした施策の位置付け、実施の必要性、施策が担う範囲、目的や目標、実施手段、見直し方法等の妥当性等を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うため、事前評価を実施する。

また、研究開発施策の終了時に、目標の達成状況や成果等を把握し、その後の施策展開への活用等を行うため、事後評価を実施する。事後評価は、当該研究開発施策から得られる成果等を次の施策につなげていくために必要な場合には、施策終了前に実施し、その評価結果を次の施策の企画立案等に活用する。

このほか、研究開発施策に実施期間の定めがない場合には、5年毎を目安に、情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、研究開発の質の向上や運営改善、中断や中止を含めた計画変更等の要否の確認等を行うため、中間評価を実施する。

さらに、研究開発施策が終了した後に、一定の時間を経過してから追跡評価を実施する。追跡評価については、学界における評価や実用化の状況、研究開発を契機としたイノベーションの創出や社会における価値の創造、さらに、大型研究施設の開発・建設等の場合は当該施設の稼動・活用状況等の成果の波及効果や副次的効果を把握するとともに、過去に実施した評価の妥当性を検証し、より良い研究開発施策の形成等に適切に反映する。なお、追跡評価については、研究開発施策の特性に応じて、国費投入額が大きい、重点的に推進する分野における施策、さらに、成果が得られるまでに時間がかかる施策等といった主要な施策から対象を選定して実施する。

これらの評価の実施に当たっては、透明性や専門性を確保するため、必要に応じて民間等外部機関の活用も考慮する。

2. 1. 5 評価方法

2. 1. 5. 1 評価方法の設定・抽出及び見直し

評価実施主体は、評価における公正さと信頼性を確保し、実効性のある評価を実施

するために、評価対象や目的に応じて評価方法（評価の観点、評価項目、評価基準、評価手法、評価過程、評価手続等）を明確かつ具体的に設定する。

また、評価実施主体は、科学技術の急速な進展、社会や経済情勢の変化等、研究開発を取り巻く状況に応じて評価方法を見直す。

2. 1. 5. 2 評価の観点

評価は、当該研究開発施策の位置付け、施策設定理由に係る重要性、緊急性等（「必要性」）、当該施策の目的や目標、施策が担う範囲等に係る有効性（「有効性」）、当該施策の実施方法、体制、施策見直し方法等に係る効率性（「効率性」）等の観点から行う。

また、評価は、研究開発の特性や規模に応じて、対象となる研究開発の世界的水準を踏まえて行う。

2. 1. 5. 3 評価項目の抽出

評価実施主体は、研究開発施策の性格、内容、規模等に応じて、「必要性」、「有効性」、「効率性」等の施策評価の観点の下に適切な評価項目を設定する。

なお、評価項目としては以下のものが考えられる。

ア. 「必要性」の観点

科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性、発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（安全・安心で心豊かな社会等）の創出等）、国費を用いた研究開発としての意義（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や研究目的への適合性、国の関与の必要性・緊急性、他の先進研究開発との比較における妥当性等）、その他国益確保への貢献、政策・施策の企画立案・実施への貢献等

イ. 「有効性」の観点

新しい知の創出への貢献、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化への貢献、行政施策への貢献、人材の養成、知的基盤の整備への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容等

ウ. 「効率性」の観点

計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の向上方策の妥当性、費用構造や費用対効果向上方策の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性、施策見直し方法等の妥当性等

2. 1. 5. 4 評価基準の設定

評価実施主体は、抽出された各評価項目についての判断の根拠があいまいにならないよう、評価基準をあらかじめ明確に設定する。この際、研究開発の質を重視する。特に、科学的・技術的観点からの評価基準の設定に当たっては、研究開発の特性や規模に応じて、世界的水準を評価の基準とし、未知への挑戦に対する取り組みを重視することを基本とする。

2. 1. 5. 5 評価手法の設定

評価手法については、事前評価と中間・事後・追跡評価とでは異なる。

事前評価では、研究開発施策評価の観点を踏まえ、上位政策と関連政策との位置付け、目的・目標・施策が担う範囲、それらを実現するための仕掛けや仕組み、循環的な施策見直し方法とそのための情報収集体制等の妥当性に関し、評価項目・評価基準を具体的に定め、類似の施策や当該施策が実施されなかった場合との比較の視点から評価する。

中間・事後・追跡評価では、施策実施に伴う実績の把握を中心に行う。評価の観点及び評価項目・評価基準は事前評価と同様であるが、期待した成果と実績との比較（達成度評価）、評価基準に照らした実績の多寡（価値評価）、施策の効率を高めるための修正方策（レビュー評価）等の観点から評価を行う。

評価については、評価に先立つ調査分析法から評価法そのものに至るまで様々な手法があり、その対象や時期、評価の目的や入手可能な情報の状況等に応じて適切な調査・分析及び評価の手法を選択する。

その際、評価の客觀性を確保する観点から、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努める。

今後、評価においては、その信頼性を高めるため、従来にも増して評価に先立つ調査分析を充実させ、判断の根拠となる客觀的・定量的なデータを組織的に収集・分析するなど、その質の高度化が求められる。また、当面、現在入手可能な手法の中から適切なものを選択して行うが、今後は、評価手法等についても、それらの開発・改良を進め、評価の高度化を図る。

2. 1. 5. 6 評価の実施

評価実施主体は、設定・抽出した評価の観点、評価項目、評価基準、評価手法に従い、評価を実施する。

特に、中間・事後評価等においては、あらかじめ設定した目標に対する達成状況等を評価することを基本とするが、併せて、実施したプロセスの妥当性や副次的成果、理解増進や研究基盤の向上、さらに、当該研究が次代を担う若手研究者の育成にいかに貢献したかなど、次につながる成果を幅広い視野から捉える。また、失敗も含めた研究過程や計画外の事象から得られる知見、研究者の意欲、活力、発展可能性等にも配慮する。

2. 1. 6 評価に当たり留意すべき事項

2. 1. 6. 1 評価活動の継続性

評価実施主体は、過去に評価を行った者を評価者に含めるなど、評価の考え方の継承に努め、継続性を確保する。

また、一連の評価に係る情報を一括管理し、当該研究開発施策の過程をたどることを可能としたり、事後評価や追跡評価の結果を次の研究開発段階の施策がより良いものとなるようにするために活用されるよう運営する。

2. 1. 6. 2 基礎研究等の評価

基礎研究については、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見えるような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。このため、評価実施主体は、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。

また、試験調査等の研究開発の基盤整備的な役割を担うもの^(注1,2)については、個々の性格を踏まえた適切な評価方法を用いる。

(注1,2) 研究開発の基盤整備的な役割を担うものとは、各種観測調査、遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導等、相対的に定型的、継続的な業務をいう。

2. 1. 7 評価結果の取り扱い

研究開発施策を企画立案し、実施し、評価するとともに、評価結果を研究開発の質の向上や運営改善、計画の見直し等に適切に反映するといった循環過程を確立しなければならない。

そのためには、研究開発施策の評価については、あらかじめ評価目的及び活用方法を具体的に明確化し、評価結果を施策の企画立案や資源配分等に適切に反映して、研究開発の質の向上や資源の有効活用を図ることが重要である。評価結果の具体的な活用の例

としては、評価時期別に、

- 事前評価では、実施の当否、計画変更、優れた研究開発体制の構築、研究者又は研究代表者の責任の明確化等
- 中間評価では、進捗度の点検と目標管理、継続、中止、方向転換、研究開発の質の向上、機関運営の改善等
- 事後評価では、計画の目的や目標の達成状況の確認、研究者又は研究代表者の責任の明確化、国民への説明、評価結果のデータベース化や以後の評価での活用、次の段階の研究開発の企画・実施、次の政策・施策形成の活用、研究開発マネジメントの高度化、機関運営の改善等
- 追跡評価では、効果・効用（アウトカム）や波及効果（インパクト）の確認、国民への説明、次の政策・施策形成への活用、研究開発マネジメントの高度化等が挙げられる。

また、中間評価においては、研究開発が一層発展するよう必要に応じて助言する。特に、進展の激しい研究開発については、柔軟に研究計画を変更することを提言する。

さらに、評価実施主体は、評価結果に応じて、研究者がさらにその研究開発を発展させ、より一層の成果を上げることができるような事後評価を行うとともに、研究開発実施・推進主体は、必要に応じて事後評価を活用するなどして、ある制度で生み出された研究成果が適切に次の制度等で活用されるような仕組みの構築を図る。

評価実施主体は、評価結果を原則として公表するとともに、研究開発施策の企画立案に責任を有する部門や資源配分等に責任を有する部門に適切に周知する。また、評価結果が他の評価にも有効であることに留意し、必要に応じ関係部門に周知する。これらの関係部門は、評価結果を受け、研究開発施策や機関運営等の改善、資源配分等への適切な反映について検討する。その上で、文部科学省内部部局及び研究開発法人等は、これらの検討結果や反映状況も含めて公表する。

評価実施主体は、個人情報や知的財産の保護等、あらかじめ必要な制限事項について配慮した上で評価結果等を公表する。また、評価結果の公表は、国民に対する説明責任を果たすとともに、評価の公正さと透明性を確保し、社会や産業において広く活用されることに役立つことから、インターネットを利用するなどして、分かりやすく活用されやすい形で公表する。その際、評価の目的や前提条件を明らかにするなど、評価結果が正確に伝わるように配慮する。評価者の評価内容に対する責任を明確にするとともに、評価に対する公正さと透明性を確保する点から、評価者名も公表する。